

# 扶桑町埋立て等の規制に関する条例

平成 22 年 3 月 26 日  
条例第 5 号

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 5 条）
- 第 2 章 埋立て等の基準（第 6 条）
- 第 3 章 不適正な埋立て等の禁止等（第 7 条・第 8 条）
- 第 4 章 特定事業の規制（第 9 条－第 27 条）
- 第 5 章 雑則（第 28 条－第 30 条）

## 附則

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 この条例は、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、町民が安全で健康かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的とする。

#### （定義）

第 2 条 この条例において「埋立て等」とは、土地の埋立て、盛土その他土地へのたい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。）をいう。

2 この条例において「土砂等」とは、埋立て等に供される一切の物をいう。

3 この条例において「特定事業」とは、埋立て等を行う区域以外の場所において採取又は製造（以下「採取等」という。）が行われた土砂等による埋立て等をいう。

4 この条例において「特定事業区域」とは、特定事業を行う区域をいい、「特定事業場」とは、特定事業区域及び特定事業に供する施設を設置する区域を合わせた区域をいう。

#### （事業者の責務）

第 3 条 埋立て等を行う事業者は、土壌の汚染を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 埋立て等を行う事業者は、地域住民の理解を得るよう努めなければならない。

3 埋立て等を行う事業者は、土壌の汚染の防止に関する施策に協力しなければならない。

#### （土地所有者等の責務）

第 4 条 土地の所有者、占有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）

は、埋立て等による土壌の汚染を防止するため、その所有し、占有し、又は管理する土地において土砂等が汚染されるおそれがある埋立て等（以下「不適正な埋立て等」という。）を行わないこと、又は行われることのないよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地において不適正な埋立て等が行われていることを知ったときは、土壌の汚染を防止するため必要な措置を講じなければならない。

3 土地所有者等は、埋立て等による土壌の汚染の防止に関する施策に協力しなければならない。

（町の責務）

第5条 町長は、埋立て等による土壌の汚染を防止するために必要な施策を推進しなければならない。

2 町長は、埋立て等の状況を監視・把握するとともに、不適正な埋立て等が行われないよう努めなければならない。

第2章 埋立て等の基準

（環境基準）

第6条 埋立て等に供される土砂等が土壌の汚染を防止するために満たすべき基準（以下「環境基準」という。）は、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による土壌の汚染に係る環境に関する基準に準じて、規則で定める。

第3章 不適正な埋立て等の禁止等

（環境基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止等）

第7条 何人も、環境基準に適合しない土砂等を用いて埋立て等を行ってはならない。

2 町長は、環境基準に適合しない土砂等による埋立て等が行われているおそれがあると認めるときは、当該埋立て等を行っている者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 町長は、環境基準に適合しない土砂等による埋立て等が行われていることを確認したときは、当該埋立て等が行われた場所の土砂等に係る情報を公表するとともに、当該埋立て等を行った者に対し、環境基準に適合しないこととなった土砂等の撤去等を命ずることができる。

（埋立て等による事故防止及び環境保全措置）

第8条 埋立て等を行う者は、土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないよう

必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- 2 埋立て等を行う者は、当該埋立て等を行うにあたり、周辺の環境を保全する措置を講じるよう努めるものとする。

#### 第4章 特定事業の規制

(適用範囲及び許可)

第9条 次の各号のいずれかに該当する特定事業を行おうとする者は、その特定事業場ごとに、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

- (1) 特定事業区域の面積が500平方メートル以上で、かつ、埋立て等の平均垂直距離（以下「埋立平均高」という。）が2メートル以上であるもの
  - (2) 特定事業場に隣接する土地（幅員10メートル以下の道路又は水路若しくは道路と水路を合わせたものを隔てている場合を含む。以下この号において「隣接地」という。）において当該土地の埋立て等を行う日前3年以内に埋立て等が行われ、又は現に行われている場合において、当該埋立て等を行う者と当該隣接地において埋立て等を行い、若しくは行っている者とが同一であるとき、又は当該特定事業場の土地の所有者と当該隣接地の所有者とが同一であるときで、当該特定事業区域の面積と当該隣接地における特定事業区域の面積とを合算した面積が500平方メートル以上で、かつ、埋立平均高が2メートル以上であるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは許可を必要としない。
- (1) 国、地方公共団体その他公共的団体が行う埋立て等
  - (2) 採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）その他の法令及び条例（以下「法令等」という。）に基づく許認可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。）を受けた者が、当該許認可等に基づいて採取した土砂等を販売するために一時的に当該許認可等に係る場所において行う埋立て等
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める埋立て等
- (許可の申請)

第10条 前条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を町長に提出しなければならない。

- 2 法令等に基づく許認可等を受けた事業の工程の一部において行われる特定

事業のときは、当該許認可等を受けた者が当該許認可等を受けている内容と整合の取れた内容で申請しなければならない。ただし、前条第1項第2号に該当するときは、その内容を含む申請をしなければならない。

(許可の基準)

第11条 町長は、前条第1項の申請内容が次の各号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

(1) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 第7条第2項若しくは第3項、第20条、第21条、又は第25条の規定による命令を受け、必要な措置を完了していない者

イ 第24条の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人であるときは、当該取消に係る扶桑町行政手続条例（平成9年扶桑町条例第1号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。エにおいて同じ。）であった者で当該取消の日から5年を経過しない者を含む。）

ウ 第24条の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

エ 法人でその役員又は使用人のうちにアからウまでのいずれかに該当する者のあるもの。

オ 個人で使用人のうちにアからウまでのいずれかに該当する者のあるもの。

(2) 特定事業場及び周辺地域の環境を保全するための措置が講じられていること。

(3) 特定事業の内容が他の法令等の規定に反しないものであること。

(変更の許可等)

第12条 第9条第1項の許可を受けた者は、第10条各項の事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。

(許可の条件)

第13条 第9条第1項の許可及び前条の許可には、必要な条件を付すること

ができる。

(特定事業の着手の届出)

第14条 第9条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業に着手したときは、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

(帳簿への記載)

第15条 第9条第1項の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、埋立て等に供した土砂等の記録を帳簿に記載しなければならない。

2 帳簿は、特定事業完了届又は特定事業廃止(休止)届に添付しなければならない。

(標識の掲示等)

第16条 第9条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域又は特定事業に供する施設の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る特定事業が施行されている間、規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

2 第9条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域と当該特定事業区域以外の区域との境界にその境界を明らかにする表示をしなければならない。

(土砂等の搬入の届出)

第17条 第9条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の発生場所ごとに、当該土砂等が当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの、及び当該土砂等が第6条の環境基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものを添付して町長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当該土砂等が、碎石法、砂利採取法その他の法令に基づき許認可等がなされた土砂等の採取場から採取された土砂等であるときであって、当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面が添付されたときは、当該土砂等が第6条の環境基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものの添付を省略することが出来る。

3 第1項による土砂等が第6条の環境基準に適合しているか検査(以下「土砂等検査」という。)するときは、町長の指定する土砂等検査に立ち会う職

員（以下「検査職員」という。）と立ち会いのうえ行うものとする。

（搬入土砂等の検査）

第18条 第9条第1項の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に当該許可に係る特定事業区域内の土砂等検査を行わなければならない。

2 前項の土砂等検査は、検査職員が指示する場所で、検査職員の立ち会いのうえ採取するものとする。

（検査結果の公表）

第19条 町長は、前条の検査結果の報告を受けたときは、当該特定事業に係る搬入土砂等が環境基準に適合しているかどうかについて確認し、その結果を規則の定めるところにより公表するとともに、第9条第1項の許可を受けた者に通知するものとする。

（緊急時の措置命令）

第20条 町長は、第9条第1項の許可にかかる特定事業に供された土砂等の崩落等による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第9条第1項の許可を受けた者に対し、当該特定事業を停止し、又は当該特定事業に供された土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（無許可事業者に対する撤去命令等）

第21条 町長は、第9条第1項又は第12条第1項の許可を受けずに特定事業を行った者に対し、環境基準に適合しないこととなった土砂等の撤去等を命ずることができる。

（特定事業の完了等）

第22条 第9条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を完了し、廃止し、又は休止したときは、規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。ただし、当該特定事業を休止したときであって、当該休止の期間が2月未満であるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、規則で定めるところにより、当該許可に係る特定事業区域内の土砂等検査を行い、その結果を町長に届け出なければならない。

3 町長は、前項による検査結果の報告を受けたときは、その結果が環境基準に適合しているかどうかについて確認し、その結果を規則の定めるところにより公表するとともに、第9条第1項の許可を受けた者に通知するものとする。

（地位の承継）

第23条 第9条第1項の許可を受けた者が、当該許可に係る特定事業を譲り渡し、又は同項の許可を受けた者について相続、合併若しくは分割（当該許可に係る特定事業を承継させるものに限る。）があったときは、その特定事業を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該許可に係る特定事業を承継した法人（以下「譲受人等」という。）は、当該許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。

2 前項の規定により、特定事業を承継した譲受人等は、規則で定めるところにより、その事実を証する書面を添付して、その旨を町長に届け出なければならない。

（許可の取消し等）

第24条 町長は、第9条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。

- (1) 第7条第2項若しくは第3項、第20条、第21条又は次条の規定による命令に違反したとき。
- (2) 不正の手段により第9条第1項又は第12条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 第11条第1項第1号アからオまでのいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 第12条第1項の規定により許可を受けなければならない事項の変更を同項の許可を受けないでしたとき。
- (5) 第17条第1項、第18条第1項又は第22条第2項の規定に違反したとき。
- (6) 第14条から第16条まで、第22条第1項、前条第2項、第26条、第28条又は第29条の規定に違反したとき。

（取消し等に伴う措置命令）

第25条 町長は、前条の規定により許可を取り消したとき、又は停止を命じたときは、期限を定め、原形復旧その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（関係書類等の保存）

第26条 第9条第1項の許可を受けた者は、当該許可にかかる特定事業について、第17条第1項若しくは第23条第1項の規定による届出をした日又は前条の規定による取消しの通知を受けた日から10年間、当該特定事業に関しこの条例の規定により町長に提出した書類の写しを保存しなければならない。

ない。

(土地所有者等への勧告及び命令)

第27条 町長は、第9条第1項の許可を受けた者が第7条第2項若しくは第3項、第20条、第21条又は第25条の規定による命令に従わないときは、土地所有者等に対し、土砂等の撤去又は原形復旧その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 町長は、土地所有者等が前項の勧告に従わないときは、土砂等の撤去又は原形復旧その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第5章 雑則

(報告の徴収)

第28条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、埋立て等を行う者及び埋立て等を完了した者に対し、当該埋立て等の状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(立入検査)

第29条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、その検査職員及び関係者を、埋立て等を行う者の事務所若しくは特定事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、質問させ、又は検査の用に供するのに必要な限度において土砂等を無償で収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする検査職員は、その身分を示す証明書を携帯し、請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に特定事業を行っている特定事業場においては、第9条第1項の許可を受けないで、その特定事業を行うことができる。